オンライン開催

女性活躍推進法に基づく
男女の賃金差異の公表とえるぼし認定
&
職場におけるハラスメント防止対策　解説セミナー

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画に関する省令・告示が改正され、常時雇用する労働者が301人以上である企業は、直近に終了した事業年度における男女の賃金差異の公表が義務付けられております。

また、令和４年４月１日より労働施策総合推進法が改正され、職場におけるパワーハラスメント防止対策が全企業に義務となっております。

本セミナーでは、このような法律の改正に対応し、今後に活かすためのセミナーをオンラインで開催します。是非ご参加ください。

【日時】　令和６年3月7日（木）　13:30～15:30（予定）

定員：５００名

●お申し込み方法は裏面をご覧ください●

【内容】※当日の資料は２日前までに滋賀労働局ホームページにアップします。

１）女性活躍推進法に基づく男女の賃金差異の公表と認定制度（えるぼし認定）

1. 女性活躍推進法について
2. 男女の賃金差異の情報公表について
   - （１）算出手順
   - （２）情報公表方法
3. えるぼし認定の概要
   - （１）認定基準
   - （２）滋賀県内の認定状況
   - （３）認定取得のメリット

２）職場におけるハラスメント防止対策について

1. 職場におけるハラスメントに関する法制度
2. ハラスメント対策の実効性向上のために
   - （１）ハラスメントの現状
   - （２）ハラスメントの効果的な予防のために
3. 事例から考える

【お問合せ先】

滋賀労働局雇用環境・均等室　TEL：077-523-1190

〒520-0806　大津市打出浜14-15　滋賀労働総合庁舎４階

セミナーへの参加申し込み方法

★ご参加には「オンラインによるセミナー利用規約」への同意が必要です。

オンラインによる
セミナー利用規約

★お申し込みは以下によりお願いします。

下のURL又はQRコードのページ（滋賀労働局ホームページ）から、「女性活躍推進法に基づく男女の賃金差異の公表とえるぼし認定&職場におけるハラスメント防止対策解説セミナー」にお申し込みください。

セミナー申し込みページ

＜セミナー申し込みページURL＞（セミナーの資料もこちらに掲載します）

https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/material.html

●説明会の受講に必要な資料を、説明会の２日前までに滋賀労働局の専用ページにアップします。事前にダウンロードし、プリントアウトいただいたうえでご参加ください。

資料掲載ページ

＜資料掲載ページURL＞（セミナー申し込みもこちらから可能です）

https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/material.html

ご参加に当たってのお願い

●説明会の録音や録画は一切禁止します。
●キャンセルされる場合には当室あてお電話（TEL：077-523-1190）にてご連絡をお願いします。
●説明会当日は、ご案内した「ID」、「パスコード」を入力の上、参加してください。
（説明会当日は開始時刻１５分前より参加可能です。）
●スマートフォン又はタブレットからZoomを使用する場合は、アプリをインストールし、説明会当日はアプリから参加してください。パソコンでWebブラウザからZoomを使用する場合はインストール不要です（パソコンからの視聴を推奨します）。
●いずれの端末を使用する場合でも、Zoomのアカウント登録は不要です。
●ネット環境は利用者様ご自身で準備いただく必要があり、通信機器・通信料等の費用は利用者様のご負担となります。

☑Zoomのインストールはこちら
（アカウント登録は不要です）

Android端末をお使いの方	iPhone/iPadをお使いの方

☑パソコンからの参加はこちら

こちらのURLから参加してください
https://zoom.us